



第20回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時・会場

2017年12月15日(金) 午後1時

セルリアンタワー東急ホテル内 地下2階 ボールルーム

[受付開始予定：午後0時15分]

目次

第20回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	24
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37
株主総会会場ご案内図	裏

株主総会にご出席いただけない方

同封の議決権行使書のご返送またはインターネット等により
議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



株主のみなさまへ

株主のみなさまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は「21世紀を代表する会社を創る」というVISIONを掲げ、成長産業であるインターネットに軸足をおき事業拡大を続けております。2017年9月期は、2012年以降取り組んできたスマートフォン事業へのシフトが奏功し、連結売上高は過去最高を更新。営業利益に関しましては、既存事業であるインターネット広告事業とゲーム事業が利益を積み上げ、インターネットテレビ局「AbemaTV」へ積極的に先行投資をいたしました。「AbemaTV」は、開局から1年半で2,200万ダウンロードを突破するなど、スマートフォンでの動画視聴の拡大が見込まれます。既存事業が好調の中、メディア事業を中長期の柱にすべく、2018年9月期も引き続き「AbemaTV」への投資を強化し、マスメディアを目指していければと思います。

また、このような投資期においても株主のみなさまに対する利益還元は経営の重要課題と認識しており、2017年9月期より「DOE*5%以上」を経営指標の目安といたしました。引き続き、ガバナンスを強化しながら、中長期で応援いただけるよう企業価値向上に努めてまいります。

※DOEとは、自己資本配当率(ROE×配当性向)

第20回定時株主総会招集ご通知

日時 2017年12月15日（金曜日）午後1時
場所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル内 地下2階ボールルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

目的事項

報告事項 1. 第20期（2016年10月1日から2017年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2016年10月1日から2017年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

招集にあたっての決定事項

後記2頁から3頁「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「主要な事業内容」、「主要な拠点等」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「新株予約権等の状況」、「会社役員との責任限定契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結計算書類」の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、ならびに「計算書類」の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.cyberagent.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.cyberagent.co.jp>)に掲載させていただきます。

会社説明会開催 のご案内

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、「会社説明会」を開催いたします。お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。「会社説明会」は、約1時間を予定しております。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



■ 株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

開催日時 2017年12月15日（金曜日）午後1時

株主総会にご出席いただけない場合



■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2017年12月14日（木曜日）午後7時必着



■ インターネット等による議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、後記株主総会参考書類又は議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2017年12月14日（木曜日）午後7時まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。



パソコン・スマートフォン によるアクセス手順

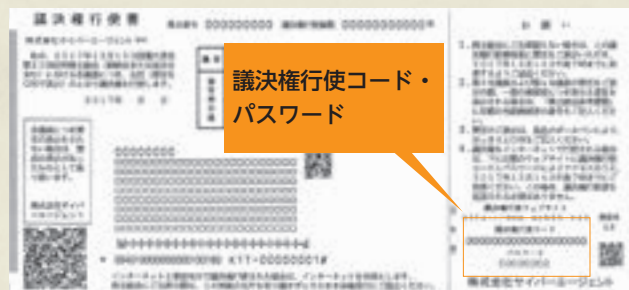
議決権行使サイト

<http://www.web54.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して
右の「QRコード」を読み取り、議決権行使
サイトに接続することも可能です。



※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につき
ましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

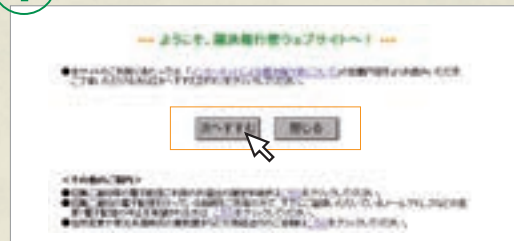


システム等に関するお問い合わせ

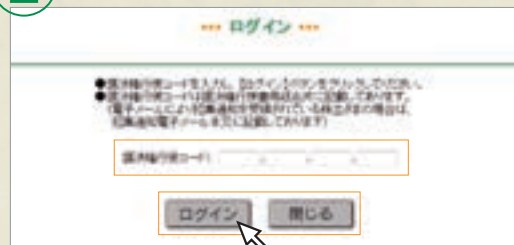
三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート

 **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

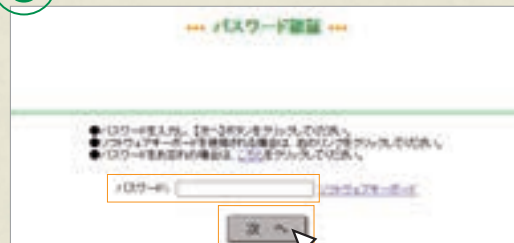
1 WEBサイトへアクセス



2 ログインする



3 パスワードの入力



4 以降は画面の入力案内に従って賛否 をご入力ください。

! ご注意事項

- インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株主価値の向上とともに、配当を継続的に実施していきたいと考えております。

現在、中長期の柱に育てるべく2016年9月期よりインターネットテレビ局「AbemaTV」に先行投資をしており、投資期においても株主のみなさまに中長期でご支援いただけるよう2017年9月期より「DOE*5%以上」を経営指標の目安といたしました。それに伴い、2017年9月期の期末配当金を25円から32円に増配し、経営指標の目安としている「DOE5%以上」を達成いたします。第20期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

※DOEとは、自己資本配当率（ROE×配当性向）

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割り当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき32円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は4,025,263,072円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2017年12月18日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、さらなるコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、迅速な意思決定を可能とするための取締役への権限委譲に関する規定の新設、取締役の任期の変更等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。なお、責任限定契約に関わる定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ② 今後の事業内容の多角化、新規事業への進出に備えるため、事業目的を追加及び整理するものであります。
- ③ 発行可能株式総数につき、これまでの資本政策の実績を踏まえ、適正な数へ変更するものであります。
- ④ その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

下線部は変更箇所を示しております。また、第2条（目的）については、事業内容ごとに整理し、次の通り、並べ替えと追加を行っております。

① 第2条（目的）の変更・削除箇所

現行定款第2条8. については変更案11. に、現行定款第2条10. については変更案14. に、現行定款第2条21. については変更案28. に、現行定款第2条25. (5) については変更案40. (5) に、現行定款第2条27. については変更案54. に、現行定款第2条42. については変更案20. にそれぞれ変更し、現行定款第2条35. については削除しております。

また、その他の条文につきましても、必要に応じて順序の変更等を行っております。

② 第2条（目的）の新設箇所

変更案の第2条21. 22. 23. 26. 33. 34. 35. 36. 37. 38について条文を新設しております。

なお、本議案に係る定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）

現行定款	変更案
第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. インターネットの代金決済システムの導入代行業務 2. インターネットのドメイン取得代行業務 3. インターネットのホームページの企画及び制作 4. 販売促進活動に関するコンサルティング業務 5. 販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務 6. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務 7. 各種マーケティング業務 8. 情報処理・情報提供サービス 9. コンピュータソフトウェアの開発及び販売 10. 第二種電気通信事業 11. 電気通信事業に係わるシステムの開発、販売、賃貸及び保守の受託 12. 労働者派遣事業 13. インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介 14. 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理 15. 書籍、雑誌等の制作、出版、販売 16. タレント・モデル・アーティストの育成及びマネージメント 17. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画・制作・販売・賃貸 18. 各種イベントの運営代行業務 19. テレビ、ラジオ、有線放送、衛星放送番組の企画・制作 20. 有価証券の運用、投資、売買保有 21. 各種金融商品の企画・開発・販売 22. 投資業ならびに投資顧問業 23. 国内外投資先の斡旋及び仲介業務 24. 経営コンサルタント業 25. 下記商品の加工、売買、賃貸、輸出入及び仲介 (1) 自動車、自動二輪車、自転車、船舶、航空機及びこれらの部品 (2) 家庭用電気製品、音響映像機器、光学機器、計測機器、通信機器、コンピューター及びこれらの部品	第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 広告の企画及び制作ならびに広告代理業務 2. 各種マーケティング業務 3. 販売促進活動に関するコンサルティング業務 4. 販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務 5. インターネットのホームページの企画及び制作 6. タレント・モデル・アーティストの育成及びマネージメント 7. 各種イベントの運営代行業務 8. インターネットのドメイン取得代行業務 9. 国内及び海外で提供されている各種インターネットサービスに関する調査、研究及びそれらの情報提供業務 10. 各種企業のコールセンターの企画・運営・管理に関する事業 【変更】 11. <u>メディア事業の企画・制作・運営ならびにメディア事業に関連する情報処理・情報提供サービス</u> 12. テレビ、ラジオ、有線放送、衛星放送番組の企画・制作 13. コンピューターソフトウェアの開発及び販売 【変更】 14. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u> 15. 電気通信事業に係わるシステムの開発、販売、賃貸及び保守の受託 16. インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介 17. 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理 18. 書籍、雑誌等の制作、出版、販売 19. スポーツ、演芸、演劇、映画、その他各種の興行 【変更】 20. <u>劇場・コンサートホール・録音録画スタジオ・スポーツ教育施設・医療施設・飲食店・宿泊施設・売店等の運営・管理</u> 【新設】 21. <u>e-sports（コンピューターゲームの競技）ビジネスの企画、開発、運営、管理業務</u> 【新設】 22. <u>通信システムによる情報・画像・楽曲の収集、配信、処理及び販売ならびにそれに係る機器及び装置類の販売</u> 【新設】 23. <u>音楽著作権の管理、音楽著作物の利用の開発、企画、制作、楽譜の出版</u> 24. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画・制作・販売・賃貸 25. <u>キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像をつけたもの）の企画ならびに販売</u>

現行定款	変更案
(3) 日用雑貨、スポーツ用品、健康機器、医療用具 (4) 装身装飾品（宝石、貴金属等）、書画、骨董品、美術品 (5) 化粧品、医薬品、医薬部外品、医薬化粧品 (6) 衣料品、服地、寝具、装身具、袋物、皮革製品 (7) 食料品、乳製品、酒類、清涼飲料水、煙草類、塩、米穀類 (8) 文房具、家具、インテリア用品、玩具、ベビー用器具（室内外遊具等） (9) 印紙、郵便切手、入場券、前払式証票、航空券、切符、商品券、テレホンカード (10) ペット、ペット用品、飼料、肥料 26. 倉庫業 27. 古物売買業 28. 貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業 29. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業 30. 宅地建物取引業 31. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理 32. 損害保険代理業及びその仲介業、生命保険募集及びその仲介業 33. 結婚仲介業 34. 有料職業紹介業 35. 特定労働者派遣事業 36. 投資事業組合財産の運用及び管理 37. 証券仲介事業 38. 求人・求職に関する市場調査、資料作成、並びに情報提供業務 39. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像をつけたもの）の企画並びに販売 40. スポーツ、演芸、演劇、映画、その他各種の興行	【新設】 26. AR（拡張現実）・VR（バーチャルリアリティー）技術を応用したソフトウェアの企画、開発、販売 27. 投資事業組合財産の運用及び管理 【変更】 28. 各種金融商品の企画、開発、仲介、販売 29. 有価証券の運用、投資、売買保有 30. 投資業ならびに投資顧問業 31. 国内外投資先の斡旋及び仲介業務 32. 経営コンサルタント業 【新設】 33. 仮想通貨交換業 【新設】 34. 仮想通貨の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理 【新設】 35. 仮想通貨に関する取引交換所の運営、企画、管理 【新設】 36. 仮想通貨に関するシステムの提供及びコンサルティング 【新設】 37. 資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行及び資金移動業に関する一切の業務 【新設】 38. 公営競馬・競艇・競輪・オートレースに関するビジネスの企画開発、運営代行業務 39. インターネットを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守 40. 下記商品の加工、売買、賃貸、輸出入及び仲介 (1) 自動車、自動二輪車、自転車、船舶、航空機及びこれらの部品 (2) 家庭用電気製品、音響映像機器、光学機器、計測機器、通信機器、コンピューター及びこれらの部品 (3) 日用雑貨、スポーツ用品、健康機器、医療用具 (4) 装身装飾品（宝石、貴金属等）、書画、骨董品、美術品 【変更】 (5) 化粧品、医薬品、医薬部外品 (6) 衣料品、服地、寝具、装身具、袋物、皮革製品 (7) 食料品、乳製品、酒類、清涼飲料水、煙草類、塩、米穀類 (8) 文房具、家具、インテリア用品、玩具、ベビー用器具（室内外遊具等）

現行定款	変更案
41. スポーツクラブの経営 42. スポーツ教育施設・医療施設・飲食店・宿泊施設・売店等の運営・管理 43. インターネットを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守 44. 経営者、管理者、一般社員に対する教育、出版業務 45. 各種企業のコールセンターの企画・運営・管理に関する事業 46. 貸金業及びその仲介業 47. 国内及び海外で提供されている各種インターネットサービスに関する調査、研究及びそれらの情報提供業務 48. 前各号に付帯する一切の業務 (新設 49.～57.)	(9) 印紙、郵便切手、入場券、前払式証票、航空券、切符、商品券、テレホンカード (10) ペット、ペット用品、飼料、肥料 41. 有料職業紹介業 42. 求人・求職に関する市場調査、資料作成<u>ならびに</u>情報提供業務 43. 経営者、管理者、一般社員に対する教育、出版業務 44. インターネットの代金決済システムの導入代行業務 45. スポーツクラブの経営 46. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業 47. 宅地建物取引業 48. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理 49. 損害保険代理業及びその仲介業、生命保険募集及びその仲介業 50. 結婚仲介業 51. 証券仲介事業 52. 労働者派遣事業 53. 倉庫業 【変更】54. 古物売買及び古物競りあっせん業 55. 貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業 56. 貸金業及びその仲介業 57. 前各号に付帯する一切の業務 【削除】35. 特定労働者派遣事業
第3条（条文省略） （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第3条（現行どおり） （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 （削除） 3. 会計監査人
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>505,706,400株</u>とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>379,279,800株</u>とする。

現行定款	変更案
第7条～第11条（条文省略）	第7条～第11条（現行どおり）
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第13条（条文省略）	第12条～第13条（現行どおり）
（決議の方法） 第14条 （条文省略） （条文省略）	（決議の方法） 第14条 （現行どおり） （現行どおり）
3. 取締役または監査役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	3. 取締役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第15条～第17条（条文省略）	第15条～第17条（現行どおり）
第4章 取締役、代表取締役及び取締役会	第4章 取締役、代表取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第18条 当社の取締役は10名以内とする。 （新設）	（取締役の員数） 第18条 当社の取締役は15名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
（取締役の選任方法） 第19条 （条文省略） （新設）	（取締役の選任方法） 第19条 （現行どおり） <u>2. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>
2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。	3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。
（取締役の任期） 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 （新設）	（取締役の任期） 第20条 取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了の前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
(取締役会の招集) 第21条 (条文省略) 2. 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 (新設) 第22条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第23条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異義を述べた場合はこの限りではない。</u> (代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。 (役付取締役) 第25条 取締役会は、その決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。 第26条 (条文省略) (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の招集) 第21条 (現行どおり) 2. 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 第23条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第24条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。 (代表取締役) 第25条 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。 (役付取締役) 第26条 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。 第27条 (現行どおり) (取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現行定款	変更案
(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第29条（条文省略） 2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の数) 第30条 当社の監査役は、3名以上とする。 (監査役の選任方法) 第31条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了の前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の招集) 第33条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 (常勤監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第30条（現行どおり） 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。 第5章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除) (監査等委員会の招集) 第31条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 (常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。 (報酬等) 第37条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) 第38条 <u>当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</u> 2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。 第6章 計算 第39条～第42条（条文省略） （新設）	(監査等委員会の決議方法) 第33条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。</u> (監査等委員会の議事録) 第34条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。 （削除） （削除） 第6章 計算 第35条～第38条（現行どおり） 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、第20回定時株主総会終結前の行為に関する、会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	
1	ふじ た すずむ 藤田 晋	代表取締役社長 経営全般	再 任
2	ひ だ か ゆう す け 日高 裕介	取締役副社長 ゲーム事業管轄	再 任
3	お か も と や す お 岡本 保朗	専務取締役 インターネット広告事業管轄	再 任
4	な か や ま ご う 中山 豪	常務取締役 本社機能管轄、投資育成事業管轄	再 任
5	こ い け ま さ ひ で 小池 政秀	常務取締役 メディア事業管轄	再 任
6	や ま う ち た か ひ ろ 山内 隆裕	取締役 インターネット広告事業管轄	再 任
7	う き た こ う き 浮田 光樹	取締役 ゲーム事業管轄	再 任
8	そ や ま て つ ひ と 曽山 哲人	取締役 人事管轄	再 任
9	な か む ら こ う い ち 中村 恒一	社外取締役	再 任 社外 独立

再 任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

1

ふじ た すすむ

藤田 晋

(1973年 5月16日生)

再任

所有する当社の株式数 25,909,600株



■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年 4 月 ㈱インテリジェンス（現パーソルキャリア㈱）入社

1998年 3 月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）

2014年12月 AWA㈱ 代表取締役就任（現任）

2015年 4 月 ㈱AbemaTV 代表取締役就任（現任）

【担当】 経営全般

■ 候補者とした理由

1998年の当社創業以来一貫して当社代表を務め長年に渡る経営経験を有するとともに、広範な分野で事業を行う当社の適切な意思決定、経営監督の実現を図り、今後の更なる当社グループの成長のために適任であることから引き続き取締役候補者いたしました。



2

ひ だ か ゆ う す け

日高 裕介

(1974年 4月2日生)

再任

所有する当社の株式数 823,800株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年 4 月 ㈱インテリジェンス（現パーソルキャリア㈱）入社

1998年 3 月 当社設立 常務取締役就任

2010年10月 当社取締役副社長就任（現任）

2011年 5 月 ㈱Cygames 取締役就任（現任）

【担当】 ゲーム事業管轄

■ 候補者とした理由

藤田と共に当社の創業者で、経営者としての豊富な経験を有しており、当社グループの主要な事業の一つであるゲーム部門を立ち上げ、責任者として同部門の拡大に貢献していることから引き続き取締役候補者いたしました。

14



3 おかもと やすお
岡本 保朗
(1975年8月7日生)

再任

所有する当社の株式数 71,400株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年4月 当社入社
2007年4月 当社インターネット広告事業本部統括本部長就任
2008年12月 当社取締役就任
2010年10月 当社常務取締役就任
2014年12月 当社専務取締役就任（現任）

【担当】 インターネット広告事業管轄

■ 候補者とした理由

当社グループの主要な事業の一つであるインターネット広告事業の責任者として、同事業を業界ナンバーワンの地位へと牽引し、現在も着実に同事業を成長させていることから引き続き取締役候補者といたしました。

4 なかやま ごう
中山 豪
(1975年11月2日生)

再任

所有する当社の株式数 344,875株



■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年4月 住友商事(株)入社
1999年8月 当社入社
2003年12月 当社取締役就任
2006年4月 当社常務取締役就任（現任）

【担当】 本社機能管轄、投資育成事業管轄

■ 候補者とした理由

当社入社以来、子会社の立ち上げ・事業責任者としての経験を経て、本社機能を統括するなど幅広い領域に精通し、当社のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス強化にも尽力していることから引き続き取締役候補者といたしました。

5

こ い け ま さ ひ で
小池 政秀

(1975年7月6日生)

再 任

所有する当社の株式数 38,915株



■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年 4 月 荻島商事(株)（現アイア(株)）入社
 2001年 7 月 当社入社
 2011年 4 月 (株)AMoAd 代表取締役就任
 2012年12月 当社取締役就任
 2014年12月 当社常務取締役就任（現任）
 2016年 7 月 (株)AbemaTV 取締役就任（現任）

【担当】 メディア事業管轄

■ 候補者とした理由

当社グループの最注力事業の一つである「AbemaTV」を含むメディア部門の責任者であり、広告営業・メディアの伸展等、多方面での豊富な業務経験と重要事項の判断・決定及び業務執行の役割を果たしていることから引き続き取締役候補者いたしました。

6

や ま う ち た か ひ ろ
山内 隆裕

(1983年8月20日生)

再 任

所有する当社の株式数 28,951株



■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2006年 4 月 当社入社
 2009年 4 月 (株)CyberZ 代表取締役就任（現任）
 2012年12月 当社取締役就任（現任）

【担当】 インターネット広告事業管轄

■ 候補者とした理由

当社グループの主要な事業の一つであるインターネット広告事業の経営者として、スマートフォン広告事業の拡大に寄与し、(株)CyberZの代表取締役として統率力が高く、今後動画広告関連事業の牽引が期待されることから引き続き取締役候補者いたしました。



7 ^{う き た} 浮田 ^{こ う き} 光樹
(1986年8月8日生)

再任

所有する当社の株式数 175株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2011年 4 月 当社入社
2014年 4 月 (株)アプリボット 代表取締役就任（現任）
2016年12月 当社取締役就任（現任）
2016年12月 VR Agent 取締役就任（現任）

【担当】 ゲーム事業管轄

■ 候補者とした理由

2011年に当社入社以来、ゲーム部門にてヒットタイトルの創出及びその運用に尽力し、ゲーム関連子会社(株)アプリボットの代表取締役としてリーダーシップを発揮しながら、今後新規事業分野における新たな役割が期待されることから引き続き取締役候補者となりました。

8 ^{そ や ま} 曾山 ^{て つ ひ と} 哲人
(1974年10月1日生)

再任

所有する当社の株式数 112,109株



■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年 4 月 (株)伊勢丹（現(株)三越伊勢丹）入社
1999年 4 月 当社入社
2005年 7 月 当社人事本部 人事本部長就任
2008年12月 当社取締役就任
2016年10月 (株)CyCAST 代表取締役就任（現任）
2016年12月 当社取締役就任（現任）

【担当】 人事管轄

■ 候補者とした理由

当社入社以来、主に人事業務に従事し、2005年7月から当社の人事部門の責任者を務め、事業貢献の高い人事戦略全般に関する豊富な経験と高い見識を有していることから引き続き取締役候補者となりました。

9

なかむら

こういち

中村 恒一

(1957年11月7日生)

所有する当社の株式数 659株

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月 ㈱日本リクルートセンター（現㈱リクルートホールディングス）入社
 1999年 6 月 ㈱リクルート（現㈱リクルートホールディングス）取締役就任
 2008年 4 月 ㈱リクルート（現㈱リクルートホールディングス）取締役副社長就任
 2012年 4 月 ㈱リクルート（現㈱リクルートホールディングス）取締役相談役就任
 2014年 6 月 ㈱リクルートホールディングス 取締役相談役退任
 2016年12月 当社社外取締役就任（現任）

■ 候補者とした理由

㈱日本リクルートセンター（現㈱リクルートホールディングス）に入社し、取締役就任後全社経営を担う副社長に就任し、長年に渡る経営全般の豊富な経験を持ち、当社経営・企業価値への理解及び当社経営からの独立性を有し、実践的かつ客観的に当社への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。



(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 中村恒一氏は社外取締役候補者であります。

3. 中村恒一氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。

4. 中村恒一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

5. 当社は中村恒一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。本議案が承認され同氏が再任した場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 中村恒一氏は、2014年6月まで当社の特定関係事業者（主要な取引先）である㈱リクルートホールディングスの業務執行者でありました。また、2014年7月から2016年6月まで同社から相談役として報酬を受けておりました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

また、第2号議案「定款の一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」ならびに本議案の効力が生じますと、取締役12名のうち、3名が社外取締役となる予定です。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当			
1	し お つ き 塩 月 燈 子	常勤監査役	新 任		
2	ほ り う ち 堀 内 雅 生	社外監査役	新 任	社 外	独 立
3	ぬ ま た 沼 田 功	社外監査役	新 任	社 外	独 立
新 任 新任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 独立役員候補者					

1

し お つ き
と う こ

塩月 燈子

新任

(1973年1月9日生)
 所有する当社の株式数 9,600株



■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年 4 月 日本航空(株)入社
 1999年10月 公認会計士第二次試験合格
 2000年 7 月 当社監査役就任（現任）

■ 候補者とした理由

豊富な経験、法務・会計に幅広い見識等を有しており、それらに基づき、当社の経営を監督していただくとともに、取締役会の多様性の観点からも機能強化が期待されるため監査等委員である取締役候補者いたしました。

2

ほ り う ち
ま さ お

堀内 雅生

新任

社外

独立

(1969年11月13日生)
 所有する当社の株式数 47,000株



■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 4 月 日本インベストメント・ファイナンス(株)（現大和企業投資(株)）入社
 1995年 4 月 (株)インテリジェンス（現パーソルキャリア(株)）入社
 1998年 3 月 当社社外監査役就任（現任）
 2009年 4 月 (株)USEN 内部統制室長就任
 2010年 5 月 税理士登録
 2010年12月 (株)U-NEXT取締役管理本部長就任
 2017年 7 月 (株)U-NEXT常勤監査役（現任）

■ 候補者とした理由

財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験・知識を有しており、それらに基づき、当社の経営の監視を客観的に行っていただくことで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることが出来ると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



ぬ ま た い さ お
沼田 功
(1964年6月13日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数 64,655株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年 4 月 大和証券(株)（現(株)大和証券グループ本社）入社
2000年 7 月 ファイブアイズ・ネットワークス(株)代表取締役就任（現任）
2000年12月 当社社外監査役就任（現任）
2009年12月 SBL(株)代表取締役就任（現任）

■ 候補者とした理由

会社経営・株式市場に関する豊富な経験、知識等を有しており、それらに基づき、当社の経営の監視を客観的に行っていただくことで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることが出来ると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 堀内雅生氏及び沼田功氏は、社外取締役候補者であります。
3. 堀内雅生氏及び沼田功氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は堀内雅生氏及び沼田功氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。本議案が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続し、また、塩月燈子氏との間でも会社法第427条第1項に基づき、当該契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定め
に代えて、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)の報酬等の額を、経済情勢
等諸般の事情も考慮し、年額8億円以内(うち社外取締役分は年額3,000万円以内)と定めること、ならびに各
取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。

第2号議案「定款の一部変更の件」及び第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件」
が原案どおり承認されますと、取締役は9名(うち社外取締役1名)となります。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額3,000万円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。

第2号議案「定款の一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

【ご参考：監査等委員会設置会社への移行後の体制】

監査等委員会設置会社への移行に係る議案をご承認いただきますと、以下の体制となります。

現在の体制		監査等委員会設置会社へ移行後の体制		
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	取締役 12名	監査等委員ではない取締役 (うち社外取締役)	9名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)		監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (2名)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2017年3月末における一般世帯のスマートフォン普及率は69.7%（注1）まで拡大し、2017年のスマートフォン広告市場は、前年比23.7%増の8,010億円（注2）と順調な成長が見込まれます。特に動画広告市場（PC含む）の急成長が予想され、2017年は前年比39.9%増の1,178億円の拡大し、2022年には2,918億円に達すると予測されております（注3）。

このような環境のもと、当社グループは、引き続きスマートフォン市場の成長を取り込む一方で、中長期の柱に育てるため、「AbemaTV」等の動画事業への先行投資を強化し、当連結会計年度における売上高は371,362百万円（前年同期比19.5%増）、営業利益は30,700百万円（前年同期比16.6%減）、経常利益は28,741百万円（前年同期比18.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,024百万円（前年同期比70.4%減）となりました。

出所

（注1）内閣府経済社会総合研究所

「消費動向調査（平成29年3月実施調査結果）」

（注2）D2C／サイバー・コミュニケーションズ

「2016年インターネット広告市場規模推計調査」

（注3）当社／デジタルインファクト

「国内動画広告の市場動向調査」

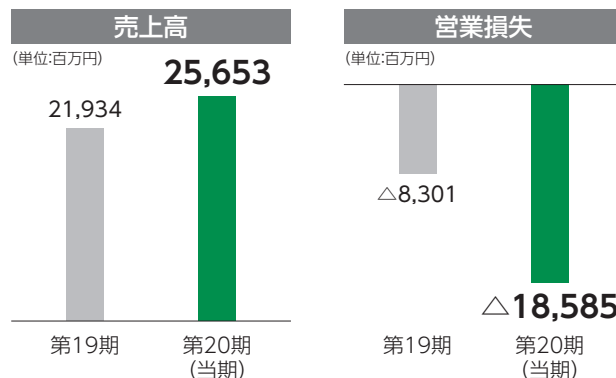
セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しておりますので、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

① メディア事業

メディア事業には、「AbemaTV」、「FRESH!」、「Ameba」等が属しております。

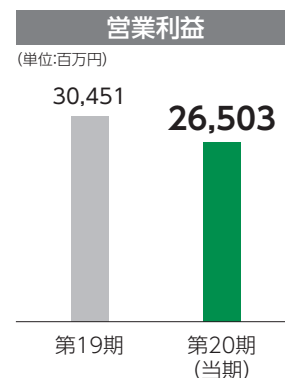
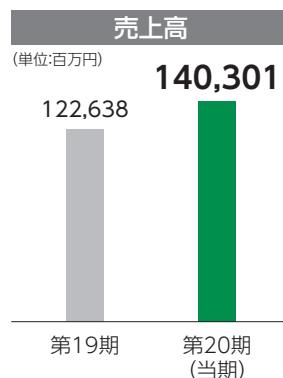
「AbemaTV」等の動画事業への先行投資により、売上高は25,653百万円（前年同期比17.0%増）、営業損益は18,585百万円の損失計上（前年同期間8,301百万円の損失計上）となりました。



② ゲーム事業

ゲーム事業には、(株)Cygames、(株)サムザップ、(株)Craft Egg等が属しております。

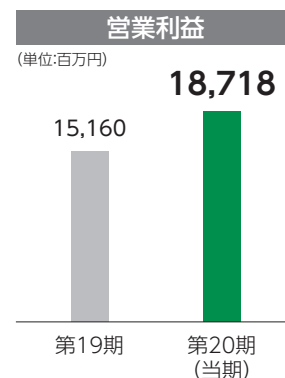
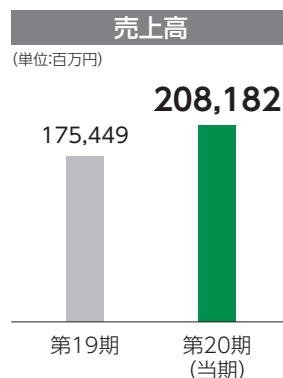
既存タイトルが堅調な中、新たなヒットを創出し、売上高は140,301百万円(前年同期比14.4%増)、営業損益は26,503百万円の利益計上(前年同期比13.0%減)となりました。



③ インターネット広告事業

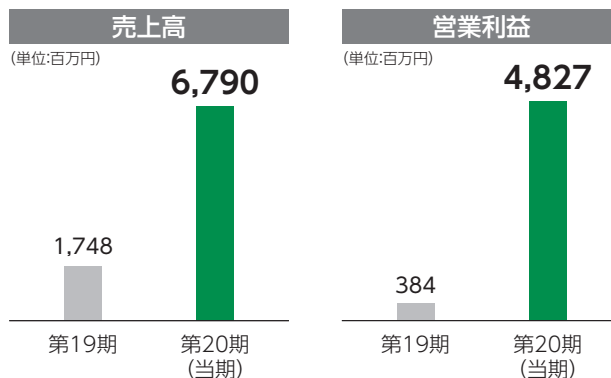
インターネット広告事業には、インターネット広告事業本部、(株)CyberZ等が属しております。

スマートフォン向けのインフィード広告や動画広告の順調な販売等により、売上高は208,182百万円(前年同期比18.7%増)、営業損益は18,718百万円の利益計上(前年同期比23.5%増)となりました。



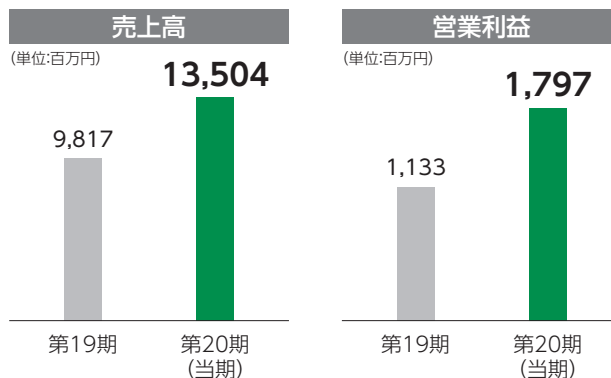
④ 投資育成事業

投資育成事業にはコーポレートベンチャーキャピタル、(株)サイバーエージェント・ベンチャーズにおけるファンド運営等が属しており、売上高は6,790百万円（前年同期比288.4%増）、営業損益は4,827百万円の利益計上（前年同期比1,156.1%増）となりました。



⑤ その他事業

その他事業には、(株)シーエー・モバイル、(株)ウエディングパーク等が属しており、売上高は13,504百万円（前年同期比37.6%増）、営業損益は1,797百万円の利益計上（前年同期比58.6%増）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,757百万円で、主要なものはサーバー及びオフィス設備の取得に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、以下3点を主な経営課題と認識しております。

- ① メディア事業
「AbemaTV」等の動画事業の立ち上げを通じた収益性の向上
- ② インターネット広告事業
高成長が見込まれるインフィード広告・動画広告の販売強化
- ③ 技術力・クリエイティブ力の強化
優秀な技術者・クリエイターの採用・育成

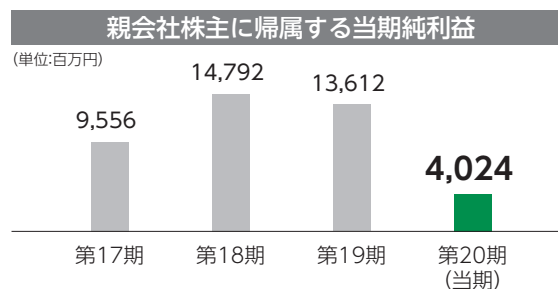
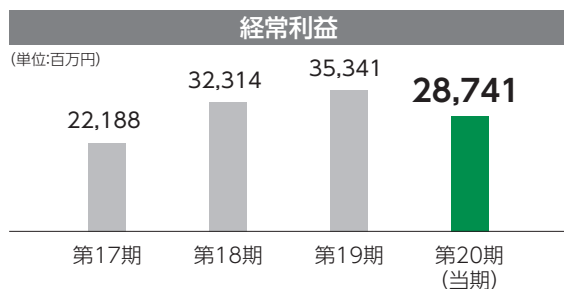
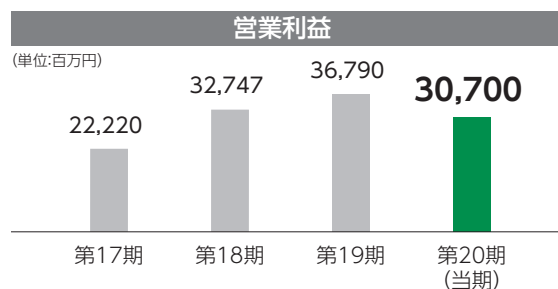
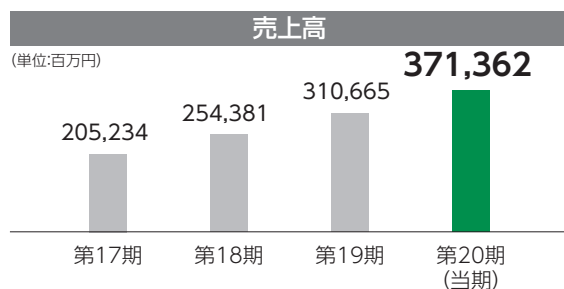
これらの経営課題を解決して事業拡大・成長し続けるために、事業拡大に応じた内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、「AbemaTV」を中心としたメディア企業としてのブランドの浸透や人材採用・育成の強化に積極的に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2014年 9 月期)	第 18 期 (2015年 9 月期)	第 19 期 (2016年 9 月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2017年 9 月期)
売 上 高 (百万円)	205,234	254,381	310,665	371,362
営 業 利 益 (百万円)	22,220	32,747	36,790	30,700
経 常 利 益 (百万円)	22,188	32,314	35,341	28,741
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	9,556	14,792	13,612	4,024
1 株当たり当期純利益 (円)	76.53	118.09	108.36	32.00
総 資 産 額 (百万円)	100,545	131,188	156,597	164,009
純 資 産 額 (百万円)	63,175	77,702	92,614	98,785
1 株当たり純資産額 (円)	436.34	531.37	613.66	627.30

- (注) 1. 当社は、2016年10月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行いました。このため、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1 株当たり当期純利益」及び「1 株当たり純資産額」を算定しております。
2. 「1 株当たり当期純利益」の算定の基礎となる当期純利益は、「親会社株主に帰属する当期純利益」であります。

● 損益の状況の推移グラフ



（10）従業員の状況（2017年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,416名（2,457名）	558名増（363名増）

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,500名（423名）	72名減（3名減）	31.9歳	5.1年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（11）重要な子会社の状況（2017年9月30日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
（株）AbemaTV	300百万円	60.0%	インターネットテレビ局「AbemaTV」の運営
（株）Cygames	124百万円	64.7%	ゲーム事業
（株）CyberZ	40百万円	100.0%	スマートフォン向け広告に特化した広告代理事業

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (2017年9月30日現在)

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 505,706,400株 |
| ② 発行済株式の総数
(自己株式数637,129株を除く) | 125,789,471株 |
| ③ 株主数 | 13,736名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
藤田 晋	25,909,600	20.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,689,900	6.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,816,300	3.83
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	4,156,740	3.30
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,135,103	3.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,244,128	2.58
MSIP CLIENT SECURITIES	2,613,500	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,371,500	1.89
THE BANK OF NEW YORK 133524	2,336,900	1.86
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,911,936	1.52

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、2016年10月1日を効力発生日として、当社普通株式1株を2株に分割いたしました。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2017年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 田 晋	経営全般	
取締役副社長	日 高 裕 介	ゲーム事業管轄	
専務取締役	岡 本 保 朗	インターネット広告事業管轄	
常務取締役	中 山 豪	本社機能管轄、投資育成事業管轄	
常務取締役	小 池 政 秀	メディア事業管轄	
取締役	山 内 隆 裕	インターネット広告事業管轄	
取締役	浮 田 光 樹	ゲーム事業管轄	
取締役	曾 山 哲 人	人事管轄	
取締役	中 村 恒 一		
常勤監査役	塩 月 燈 子		
監査役	堀 内 雅 生		(株)U-NEXT常勤監査役
監査役	沼 田 功		ファイブアイズ・ネットワークス(株) 代表取締役 SBL(株)代表取締役

- (注) 1. 取締役中村恒一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役堀内雅生氏及び監査役沼田功氏は、社外監査役であります。
3. 取締役中村恒一氏、監査役堀内雅生氏及び監査役沼田功氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 常勤監査役である塩月燈子氏は、会計・監査に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	396百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15百万円 (6百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (3名)	412百万円 (15百万円)

(注) 取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役133百万円）を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

- i. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

監査役沼田功氏は、ファイブアイズ・ネットワークス(株)及びSBL(株)の代表取締役であります。なお、当社とファイブアイズ・ネットワークス(株)及びSBL(株)との間に特別の利害関係はありません。

- ii. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

iii. 当事業年度における主な活動状況

	出 席 ・ 発 言 状 況
取締役 中村恒一	社外取締役就任後に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。取締役会において、主に経営全般の豊富な経験に基づく実践的かつ客観的な助言、提言を行っております。
監査役 堀内雅生	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験、知識に基づく助言、提言を行っております。
監査役 沼田 功	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に会社経営・株式市場に関する豊富な経験、知識に基づく助言・提言を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2017年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	117,010	流動負債	62,799
現金及び預金	46,614	買掛金	34,339
受取手形及び売掛金	47,452	未払金	10,953
たな卸資産	476	短期借入金	895
営業投資有価証券	14,109	未払法人税等	5,374
繰延税金資産	1,184	繰延税金負債	931
その他	7,461	その他	10,306
貸倒引当金	△288	固定負債	2,423
固定資産	46,998	長期借入金	224
有形固定資産	8,667	勤続慰労引当金	1,014
建物及び構築物	5,005	資産除去債務	1,063
減価償却累計額	△1,310	繰延税金負債	21
建物及び構築物（純額）	3,694	その他	100
工具、器具及び備品	11,790	負債合計	65,223
減価償却累計額	△6,856	(純資産の部)	
工具、器具及び備品（純額）	4,933	株主資本	74,672
その他	38	資本金	7,203
無形固定資産	24,523	資本剰余金	4,827
のれん	1,652	利益剰余金	63,316
ソフトウェア	9,116	自己株式	△674
ソフトウェア仮勘定	13,476	その他の包括利益累計額	4,235
その他	277	その他有価証券評価差額金	4,085
投資その他の資産	13,807	為替換算調整勘定	149
投資有価証券	5,532	新株予約権	769
長期貸付金	624	非支配株主持分	19,108
繰延税金資産	3,795	純資産合計	98,785
その他	4,342	負債純資産合計	164,009
貸倒引当金	△486		
資産合計	164,009		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2016年10月1日から
2017年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		371,362
売上原価		248,386
売上総利益		122,976
販売費及び一般管理費		92,276
営業利益		30,700
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	104	
為替差益	108	
その他	152	387
営業外費用		
支払利息	13	
持分法による投資損失	2,200	
その他	132	2,346
経常利益		28,741
特別利益		
固定資産売却益	275	
投資有価証券売却益	254	
その他	137	668
特別損失		
減損損失	3,186	
その他	1,544	4,731
税金等調整前当期純利益		24,678
法人税、住民税及び事業税	13,015	
法人税等調整額	△635	12,380
当期純利益		12,298
非支配株主に帰属する当期純利益		8,274
親会社株主に帰属する当期純利益		4,024

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2017年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	35,646	流動負債	32,465
現金及び預金	790	買掛金	21,168
受取手形	535	未払金	3,775
売掛金	19,697	未払費用	1,045
仕掛品	67	未払法人税等	1,532
営業投資有価証券	10,796	繰延税金負債	540
前払費用	1,294	前受金	920
その他	3,120	預り金	1,001
貸倒引当金	△655	その他	2,481
固定資産	61,659	固定負債	1,448
有形固定資産	4,750	勤続慰労引当金	856
建物	2,868	資産除去債務	592
減価償却累計額	△836	負債合計	33,913
建物（純額）	2,031	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	7,170	株主資本	59,035
減価償却累計額	△4,452	資本金	7,203
工具、器具及び備品（純額）	2,718	資本剰余金	2,650
無形固定資産	4,435	資本準備金	2,289
ソフトウェア	3,049	その他資本剰余金	360
その他	1,386	利益剰余金	49,856
投資その他の資産	52,474	その他利益剰余金	49,856
投資有価証券	3,311	繰越利益剰余金	49,856
関係会社株式	12,382	自己株式	△674
出資金	42	評価・換算差額等	3,599
関係会社長期貸付金	35,549	その他有価証券評価差額金	3,374
繰延税金資産	3,443	為替換算調整勘定	225
その他	1,534	新株予約権	757
貸倒引当金	△3,789	純資産合計	63,392
資産合計	97,306	負債純資産合計	97,306

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2016年10月1日から
2017年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		192,274
売上原価		157,519
売上総利益		34,754
販売費及び一般管理費		22,174
営業利益		12,580
営業外収益		
受取利息	87	
受取配当金	4,594	
その他	293	4,975
営業外費用		
支払利息	16	
その他	6	22
経常利益		17,532
特別利益		
固定資産売却益	6	
その他	51	58
特別損失		
減損損失	1,356	
関係会社株式評価損	608	
関係会社整理損	429	
貸倒引当金繰入額	950	
その他	261	3,606
税引前当期純利益		13,984
法人税、住民税及び事業税	2,973	
法人税等調整額	108	3,081
当期純利益		10,903

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年10月26日

株式会社サイバーエージェント
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 小 堀 一 英 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 瀧 野 恭 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの2016年10月1日から2017年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーエージェント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年10月26日

株式会社サイバーエージェント
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 小 堀 一 英 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 瀧 野 恭 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの2016年10月1日から2017年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年10月1日から2017年9月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年10月26日

株式会社サイバーエージェント

監査役（常勤）	塩	月	燈	子	印
監 査 役	堀	内	雅	生	印
監 査 役	沼	田	功		印

（注）監査役堀内雅生及び監査役沼田功は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

<メ モ 欄>

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

<メ 毛 欄>

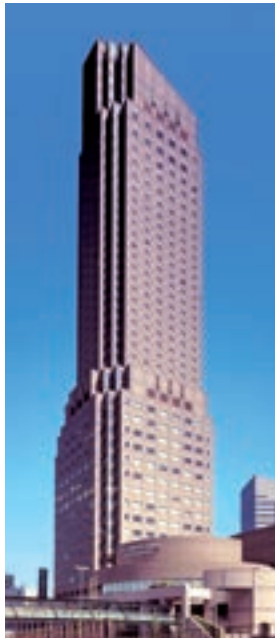
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

開催会場

セルリアンタワー東急ホテル内 地下2階 ボールルーム

東京都渋谷区桜丘町26-1 電話 03-3476-3000(代表)



交通のご案内

渋谷駅より徒歩5分

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン

東京メトロ 銀座線・半蔵門線

東京メトロ 副都心線

東急東横線・田園都市線

京王井の頭線

ハチ公口

南改札西口

西口

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。